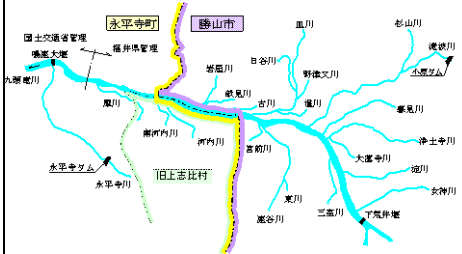
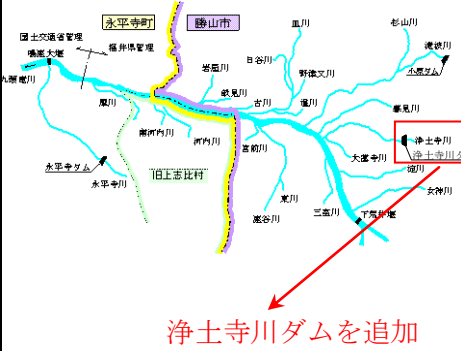


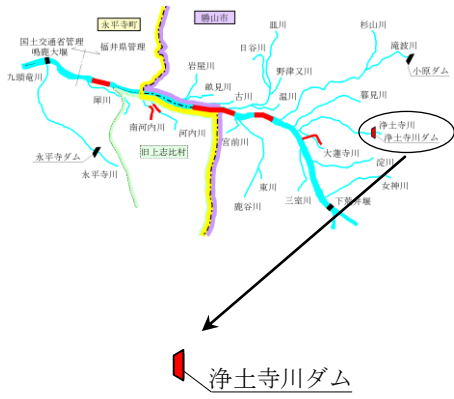

九頭竜川水系 中流部ブロック 河川整備計画本文[変更] 新旧対比表

	当初	変更
<p>2. 中流部ブロックの概要 2.1 流域および河川の概要</p>	<p>【P.5】</p> 	<p>【P.5】</p>  <p>浄土寺川ダムを追加</p>
<p>2. 中流部ブロックの概要 2.2 治水事業の沿革</p>	<p>【P.8】 (2) 河川改修の経緯</p> <p>支川については、昭和40年および56年の洪水被害を契機として改修が行われ、永平寺川では平成13年に永平寺ダムも建設されました。</p> <p>本ブロックの河川では、河内川、浄土寺川、大蓮寺川において、河川改修やダム建設を進めています。</p>	<p>【P.8】 (2) 河川改修の経緯</p> <p>支川については、昭和40年および56年の洪水被害を契機として改修が行われ、永平寺川では平成13年に永平寺ダムが建設され、浄土寺川では平成20年に浄土寺川ダムが建設されました。</p> <p>本ブロックの河川では、河内川、浄土寺川大蓮寺川において、河川改修やダム建設を進めています。</p>
<p>3. 中流部ブロックの現状と課題 3.1 治水の現状と課題 3.1.1 流下能力</p>	<p>【P.9】</p> <p>支川では、南河内川、浄土寺川、大蓮寺川等において、洪水の流下に対する安全度が1/30 確率未満と低い区間があるため、家屋等の被害が想定される区間を重点にして、洪水を安全に流下させるなどの対策が必要です。</p>	<p>【P.9】</p> <p>支川では、南河内川、浄土寺川大蓮寺川等において、洪水の流下に対する安全度が1/30 確率未満と低い区間があるため、家屋等の被害が想定される区間を重点にして、洪水を安全に流下させるなどの対策が必要です。</p>
<p>3. 中流部ブロックの現状と課題 3.2 利水の現状と課題 3.2.1 水利権</p>	<p>【P.10～11】</p> <p>昭和53年、60年、平成2年、6年の夏期には河川の流量が減少し、旧永平寺町および勝山市において水不足による断水や給水車による補給が行われるなどしました。その後、旧永平寺町については、永平寺ダムの完成により水道用水の取水が安定化されましたが、勝山市においては取水の安定化が望まれています。</p>	<p>【P.10～11】</p> <p>昭和53年、60年、平成2年、6年の夏期には河川の流量が減少し、旧永平寺町および勝山市において水不足による断水や給水車による補給が行われるなどしましたが、その後、旧永平寺町については、永平寺ダム、浄土寺川ダムの完成により水道用水の取水が安定化されました。</p>

九頭竜川水系 中流部ブロック 河川整備計画本文[変更] 新旧対比表

	当初	変更
3. 中流部ブロックの現状と課題 3.3 河川環境の現状と課題 3.3.2 河川環境	【P.13】 サギ類は、河川敷のヤナギ林を集団営巣地としています。	【P.13】 河川敷のヤナギ林は、かつてはサギ類の集団営巣地として利用されていました。
	【P.13】 本ブロックの九頭竜川に生息するアラレガコについては、天然記念物として地域指定されています。	【P.13】 本ブロックの九頭竜川を生息域とするアラレガコについては、その生息地が天然記念物指定されていますが、現在ではほとんど確認されていません。
4. 河川整備計画の目標に関する事項 4.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	【P.15】 勝山市の水道用水としての需要に対処するため、水資源の開発と合理的な利用を促進します。	【P.15】 ※ 記述を削除
4. 河川整備計画の目標に関する事項 4.5 河川環境の整備と保全に関する目標	【P.15】 河川に生息・生育する多様な生物に対しては、河川の自然環境に関する基礎データを収集・整理・評価し、問題箇所の改善策を進め、良好な河川環境を保全します。	【P.15】 河川に生息・生育する多様な生物に対しては、河川の自然環境に関する基礎データを収集・整理・評価し、水域の連続性の寸断や水辺移行帯の消失箇所などの問題箇所については、河川・水路のバリアフリー化など、生息環境の連続性を確保する改善策を関係機関と連携して進め、良好な河川環境を保全・再生します。

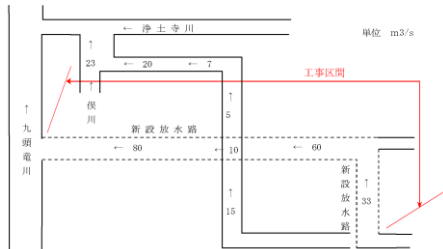
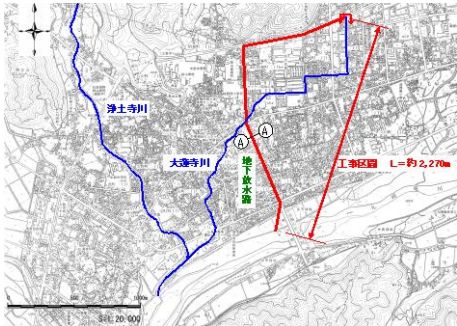
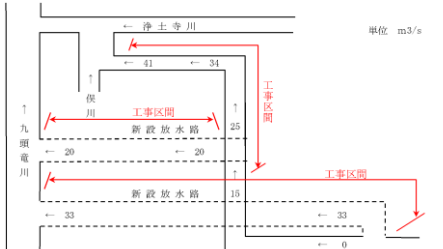
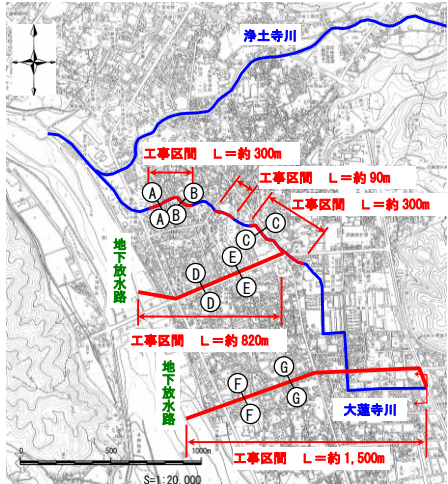
九頭竜川水系 中流部ブロック 河川整備計画本文[変更] 新旧対比表

	当初	変更
<p>5. 河川整備の実施に関する事項 5.1 河川工事の目的、種類および施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要</p>	<p>【P.16】 図 5.1 凡例</p> <div data-bbox="571 539 890 712" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">凡 例</p> <p>— : 河川整備の対象河川</p> <p>— : 計画的に河川工事を実施する区間・ダム</p> <p>▲ : 既設ダム</p> <p>■ : 既設可動堰</p> </div> <p>浄土寺川ダムの記号</p> 	<p>【P.16】 図 5.1 凡例</p> <div data-bbox="1050 539 1369 712" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">凡 例</p> <p>— : 河川整備の対象河川</p> <p>— : 計画的に河川工事を実施する区間 ・ダム</p> <p>○ : 実施する区間 ・ダム</p> <p>▲ : 既設ダム</p> <p>■ : 既設可動堰</p> </div> <p>浄土寺川ダムの記号</p> 
	<p>【P.16】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚類の産卵時期等を避けた工事の実施（非出水期の工事実施等） 	<p>【P.16】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川を生息・生育地とする動植物の繁殖に影響を与える時期等を避けた工事の実施
	<p>【P.16】</p> <p>特に、河川に生息・生育する動植物に対しては、事業実施の際にも有識者等の意見を聞くなどして、護岸構造を決定するなど、良好な河川環境を維持・形成します。</p>	<p>【P.16】</p> <p>特に、動植物の生息・生育環境に配慮するため、事業実施の際には有識者等の意見を聞くなどして、護岸構造を決定したり、生息環境の連続性が確保される工法を導入するなど、良好な河川環境の維持・形成に努めます。</p>

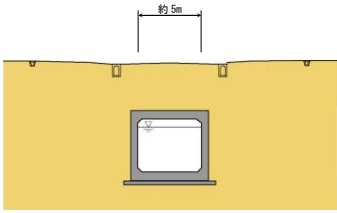
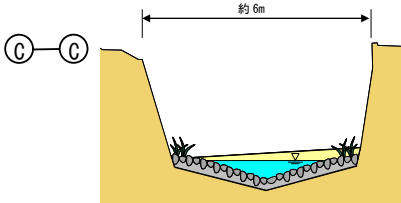
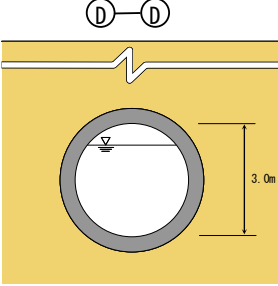
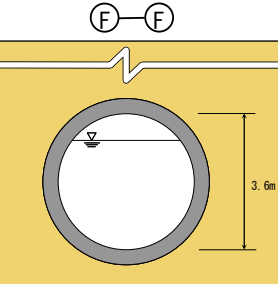
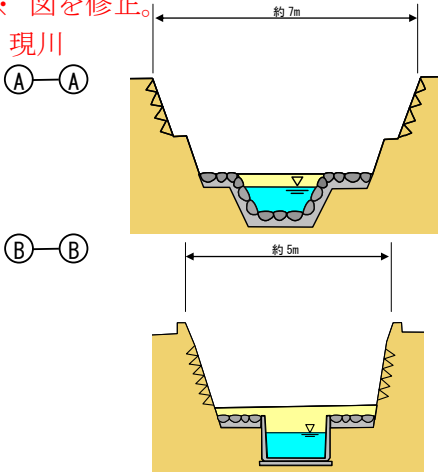
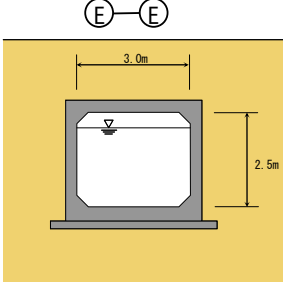
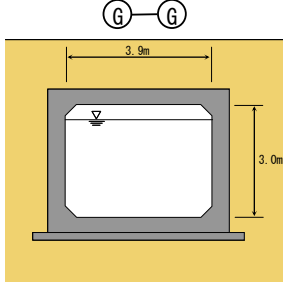
九頭竜川水系 中流部ブロック 河川整備計画本文[変更] 新旧対比表

	当初	変更
5. 河川整備の実施に関する事項 5.1 河川工事の目的、種類および施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	【P.25～28】 (4) 浄土寺川	【P.25～28】 ※ (4) 浄土寺川の項目を削除。
	【P.29】 (5) 大蓮寺川 河川工事の場所 勝山市本町2丁目地先～旭町2丁目地先までの約2,270m区間。	【P.25】 (4) 大蓮寺川 河川工事の場所 勝山市栄町2丁目地先～昭和町1丁目地先(約690m区間)、勝山市本町2丁目地先～元町1丁目地先(約820m区間)、勝山市立川町1丁目地先～旭町2丁目地先(約1,500m区間)の計約3,010m区間。
	河川工事の種類 地下放水路	河川工事の種類 河床掘削、護岸工、地下放水路
【P.29～30】 整備にあたり配慮する事項 九頭竜川への放流口付近に位置する河川公園については、住民の利用に極力支障をきたさないような計画、施工を行います。 地下放水路上の道路の利用など居住環境に極力影響を及ぼさないような工事工程、仮設工事を実施します。	【P.25～26】 整備にあたり配慮する事項 ※ 文章を追加 現川改修にあたっては、現在の良好な河川状況が残存している地点においては、これを大きく改変しないよう保全に努めるほか、良好な状況が失われた地点においては、周囲の景観との調和や生物の生息環境に配慮した整備に努めます。 九頭竜川への放流口付近に位置する河川公園については、住民の利用に極力支障をきたさないような計画、施工を行います。 地下放水路上の道路の利用など居住環境に極力影響を及ぼさないような工事工程、仮設工事を実施します。	

九頭竜川水系 中流部ブロック 河川整備計画本文[変更] 新旧対比表

	当初	変更
<p>5. 河川整備の実施に関する事項</p> <p>5.1 河川工事の目的、種類および施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要</p>	<p>【P.29～30】</p> <p>図 5.20 計画流量配分図</p>  <p>図 5.21 平面図</p> 	<p>【P.25～26】</p> <p>図 5.15 計画流量配分図</p> <p>※ 図を一部修正。</p>  <p>図 5.16 平面図</p> <p>※ 北方向を図上方向に修正。</p> 

九頭竜川水系 中流部ブロック 河川整備計画本文[変更] 新旧対比表

	当初	変更
<p>5. 河川整備の実施に関する事項 5.1 河川工事の目的、種類および施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要</p>	<p>【P.30】 図 5.22 横断図（イメージ）</p>  <p>図 5.18 横断図 ※ 図を追加。 ・現川</p>  <p>図 5.19 横断図 ※図を追加 ・元禄線放水路</p>  <p>図 5.20 横断図 ※図を追加 ・立石線放水路</p> 	<p>【P.26～27】 P図 5.17 横断図 ※ 図を修正。 ・現川</p>  <p>※図に注釈を追記 ※岸辺および川底については、魚介類や水生昆虫等の生息環境に配慮するため、多孔質空間が創出されるような工法に努める。</p> <p>図 5.19 横断図 (E-E) 3.0m 2.5m</p>  <p>図 5.20 横断図 (G-G) 3.9m 3.0m</p> 

九頭竜川水系 中流部ブロック 河川整備計画本文[変更] 新旧対比表

	当初	変更
<p>5. 河川整備の実施に関する事項 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 5.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所 5.2.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する維持管理 (2) 河川環境の保全</p>	<p>【P.33】 現存する床止め工に対しては、魚類の移動の可否状況を調査し、改善が必要な施設については魚道の設置・改築等を行います。</p>	<p>【P.30】 現存する床止め工に対しては、魚類の移動の可否状況を調査し、改善が必要な施設については、落差の解消や低減に努め、それが困難な場合は、魚道の設置・改築等を行います。 また、現存するコンクリート護岸については、維持改築等を行う際に、護岸構造に配慮するなど、水生動物等の生息環境が確保されるよう努めます。</p>
	<p>【P.33】 河道内の樹木等については、繁茂状況を把握するとともに、洪水流下の阻害となる場合には、鳥類をはじめとした動物など周辺の河川環境への影響を十分に考慮したうえで、伐採、除草、保全等の維持管理を行います。</p>	<p>【P.30】 河道内の樹木等については、繁茂状況を把握するとともに、鳥類をはじめとした動植物などの生息・生育環境の確保に十分に配慮し、有識者等の意見をきくなどして、必要に応じて保全を行うほか、洪水流下の阻害となる場合には、伐採、除草等に関して適切な手法や時期等を選択し、維持管理を行います。 外来種については、関係機関と連携して移入回避や、必要に応じて駆除等に努めます。</p>